

(別記様式第5号)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(警察の船舶の用途) (地方税1)(その他:外)
2	要望の内容	各都道府県警察では、警察用船舶による水難者の捜索・救助、水上犯罪の取締り、水上や離島周辺のパトロール等の水上警察活動を行うことにより、国民の安全・安心を確保しているところ、警察用船舶の動力源に供する軽油の引取りに対しては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。
3	担当部局	生活安全局地域課、長官官房会計課装備室
4	評価実施時期	平成23年7月(分析対象期間:平成21年1月~平成22年12月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年の軽油取引税創設時から、非課税措置が恒久的に取られていた。 平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	政策目的及びその根拠 (租税特別措置等により実現しようとする政策目的) 警察用船舶の燃料となる軽油の引取りに係る税を免除し、燃料費を削減することにより、国民の安全・安心を確保するための水上警察活動の充実に資する。 ----- (政策目的の根拠) 警察法第2条第1項及び第36条第2項
		政策体系における政策目的の位置付け 市民生活の安全と平穏の確保(平成23年度実績評価計画書の基本目標1)等
	達成目標及び測定指標	(租税特別措置等により達成しようとする目標) 水上警察活動の充実
		(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標) 警察用船舶数、犯罪検挙状況等 警察用船舶を適切に運用し、犯罪検挙、保護救助等の水上警察活動を充実させる。 ----- (政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) 警察用船舶は、 密入国・密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り 災害・水難時の捜索救助 国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備等の水上警察活動を行うことにより、国民の安全安心を確保している。その活動に要する燃料の軽油は、限られた予算内で購入しているものであるため、課

			<p>税免除措置がなければ、購入できる燃料が減少し警察用船舶の活動が制限されることとなり、国民の安全安心を確保するための活動に支障が生じるおそれがある。</p>
有効性等	適用数等	<p>平成 24～26 年度 ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 169 隻 (算出根拠) 課税免除対象のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数 平成 22 年中: 169 隻</p>	
	減収額	<p>平成 24～26 年度 約 1 億 1,200 万円 (算出根拠) 過去 3 か年の課税免除額の平均額 平成 20 年中: 約 1 億 1,000 万円 (約 3,500 キロリットル) 平成 21 年中: 約 1 億 1,500 万円 (約 3,570 キロリットル) 平成 22 年中: 約 1 億 1,000 万円 (約 3,430 キロリットル)</p>	
	効果・達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況) (分析対象期間: 平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月) 燃料となる軽油の引取りに係る税が免除されることにより、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、水上警察活動の充実に資している。 平成 21 年中は犯罪検挙人員 384 人、指導警告件数 878 件、保護救助人員 194 人、平成 22 年中は犯罪検挙人員 323 人、指導警告件数 583 件、保護救助人員 269 人となっている。</p>	
		<p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況) (分析対象期間: 平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月) 警察用船舶を含む全ての船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、昭和 31 年の軽油引取税創設当初から課税免除措置の対象となっており、租税特別措置等による効果を検証することは困難であるが、今後も、警察用船舶を活用した密入国・密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り、災害・水難時の捜索救助、国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備等を担う水上警察活動の重要性が変わることはない。</p>	
<p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析対象期間: 平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月) 活動に要する燃料の軽油は、限られた予算内で購入しているものであるため、課税免除措置がなければ、警察用船舶の活動が制限されることとなり、国民の安全安心を確保するための活動に支障が生じるおそれがある。</p>			
		<p>(税収減を是認するような効果の有無) (分析対象期間: 平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月) 当該措置により発生する税収の減少額は、水上警察活動による国民の安全安心の確保という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>	
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当該課税免除措置により燃料費が削減され、警察用船舶による水上警察活動の充実に資することから、当該課税免除措置はその政策目的に整合している。</p> <p>警察用船舶による水上警察活動は、国民の安全安心を確保するために必要なものであるが、当該課税免除措置は、財政面からその充実に資するための必要最小限の措置である。</p> <p>また、課税免除措置の適用要件が、地方税法上、船舶の使用者が当該船舶の動力源として供する軽油と明確に定められている。</p>

		他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		地方公共団体が協力する相当性	当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。
10	有識者の見解		特段の審議会等での検討結果等はない。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		